

令和4年度事務事業点検・評価報告書

令和6年1月
江戸川区教育委員会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年の国連サミットで採択された2030年までの世界共通の目標です。

貧困、教育、環境、産業など17の目標と169のターゲットから構成され、すべての人が「自分ごと」として取り組むことで、住みよい社会が実現します。

江戸川区は、誰もが安心して自分らしく暮らせるとともに生きるまちの実現に向けてSDGsに積極的に取り組んでいます。

※令和4年度事務事業点検・評価をするにあたり、事業ごとに関連するSDGsを示しています。

1 はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられています。

この報告書は、江戸川区教育委員会が効果的な教育行政の推進と区民への説明責任を果たすため、令和4年度の事務事業の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活用し、点検・評価を実施し、その結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 令和4年度事務事業の点検・評価方法等

(1) 対象事務事業の選定

令和4年度に江戸川区教育委員会が取り組んだ主要な事務事業の中から、教育長、教育委員会委員及び教育委員会事務局職員の協議により、次の4事業を点検・評価の対象として選定した。

(評価対象事業)

	評価対象事業名	所管課
1	1人1台タブレット端末の整備	教育推進課
2	学校給食費の改定及び保護者負担軽減事業	学務課
3	外国語指導助手（ALT）	教育指導課
4	学校サポート教室	教育研究所

(2) 点検・評価の方法

① 点検・評価の流れ

対象とした事務事業について、当該事業の所管課が自ら点検・評価を行ったうえで、教育委員会が内部評価を実施し、その評価内容を学識経験者に提示し、外部評価を実施した。

② 内部点検・評価の視点

点検・評価の対象として選定した事務事業について、施策を実現するための執行実績を「成果」、「有効性」、「効率性」の視点から点検・評価するとともに、課題と問題点を洗い出し、今後の対応方向を示した。

③ 外部評価の視点

点検・評価の客観性を確保するため、様々な分野で教育施策や人材育成に携わるなど、教育について高い見識を有しており、従前から本区の教育施策に対し指導、助言をいただいている学識経験者から、点検・評価の対象とした事務事業の有効性と今後に向けた取組等に関する意見等を聴取した。

④ 評価指標

a. 内部評価

以下の評価指標をもとに5～1の5段階で評価を行った。

(評価指標)

評価基準	主な評価指標
成果	◆計画どおり事業が執行され成果をあげられたか ・年次目標・計画の設定は妥当であったか ・計画に即して円滑に事業を執行できたか ・目標とする効果・成果をあげることができたか
有効性	◆教育目標達成に向けた有効な取組となっていたか ・事業内容は妥当であったか ・時代の要請に適応した事業内容となっていたか ・児童生徒の教育上、真に有効な取組であったか
効率性	◆適切な手法・手段により事業が実施されたか ・適正な経費で目標とする効果を挙げられたか ・効率的な手法・手段となっていたか ・対象とする範囲は適正であったか

(評語の定義)

評語	内 容
5	計画に即して適正に事業が執行され、当初目標以上の成果・効果が得られた。
4	計画に即して概ね適正に事業が執行され、当初目標とした成果・効果を得られた。
3	事業の一部見直し・改善を図っていく必要があるものの、当初目標とした成果・効果をほぼ得られた。
2	当初目標とした成果・効果をあまり得られず、事業手法や執行体制等、大きな見直し・改善が必要
1	事業を廃止（または休止）

b. 外部評価

(評語の定義)

評語	内 容
A	教育目標達成のために大きな効果がある事業であり、引き続き事業を実施していくべきである。
B	教育目標達成のために一定程度の効果が期待できる事業であり、さらに工夫、改善を加え、事業を継続していくべきである。
C	改善すべき点が多く、期待した効果が少ない。事業の大幅な見直し、または廃止を検討する必要がある。

(3) 学識経験者（外部評価者）

並 木 正 東京理科大学特任教授

佐 藤 浩 日本体育大学教授

以上2名

3 各事務事業の評価

事業名：1人1台タブレット端末の整備

【1】事業目的

令和元年12月に文部科学省が発表した「GIGA スクール構想」に基づき、区立小中学校に通う全ての児童・生徒に対して1人1台のタブレット端末を配備し、特別な支援を必要とする子どもたちを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。

【2】事業概要

I 実施内容・実績

1 整備台数 (台)

用途	総数	小学校	中学校
学習者用	49,684	34,544	15,140

2 整備端末

端末名	ワイヤレス通信方式	付属品
iPad 第8世代	Wi-Fi モデル	キーボードケース付き

3 仕様

画面サイズ	容量	重量 (キーボードケース含む)
10.2インチ	32GB	1.1kg (端末490g)
バッテリー		カメラ機能
最大10時間 (インターネット・ビデオ利用)		インカメラ・アウトカメラ

4 主な導入アプリケーション

Microsoft 365 (Teams Word Excel PowerPoint OneDrive OneNote) 協働学習、オンライン授業、文書作成、表計算、プレゼンテーション資料作成、データ保管等		
iPad 純正教育アプリ	動画編集アプリ	音楽制作アプリ
クラウド型電子ドリル	Web 百科事典	地図アプリ
翻訳アプリ	動画視聴アプリ	端末管理アプリ

5 整備対象

区立小中学校に在籍する児童・生徒

6 1人1台端末の利活用支援に向けた取組

(1) 高速大容量の校内通信ネットワークの維持管理

ICT を活用した授業が安定的かつ継続的に行われるように、校内通信ネットワークの維持管理を保守事業者へ委託し、校内の ICT 通信環境の強靱化を図る。

(2) 1人1台端末の維持管理

破損、不具合対応、教育アプリの配信、セキュリティ管理など児童・生徒が安心かつ最適な状態で端末を活用できるよう保守事業者へ委託し、端末の最適化を図る。

(3) 教育用クラウドサービスの利用

1人1台端末と Microsoft アカウントにより、オンライン授業や協働学習、課題の配布や提出など、様々な授業形態が可能となり、やむを得ず登校できない児童・生徒に対してもオンラインによる遠隔学習が可能な環境を整備した。

(4) 家庭学習用モバイルルータの貸与

家庭に Wi-Fi 環境が整っていない児童・生徒に対し、モバイルルータ（3GB/月）を貸与し、クラウド型電子ドリルの実施や学習動画の視聴など、1人1台端末を活用した家庭学習の環境を整備した。

7 実績

(1) 1人1台端末の利用率

様々な学習の場面で端末が運用されている。

調査項目	頻度	割合
児童・生徒の利用率【調べ学習】	週1回以上	94.1%
児童・生徒の利用率【発表・表現する場面】	週1回以上	81.3%
児童・生徒の利用率【教員とのやりとり】	週1回以上	91.1%

※文部科学省 令和4年度端末利活用状況等の実態調査より（江戸川区回答）

(2) クラウド型電子ドリル利用状況（eライブラリアドバンス）

（回）注1

R2年度	R3年度	R4年度
1,678,676	6,856,564	9,446,084
	前年度比 408%	前年度比 138%
校内PC室での利用	1人1台端末 本格運用開始	「江戸川っ子 study week!」実施 注2

注1 回数は、1教材（5問程度）を回答した回数

注2 家庭や学校において電子ドリルを積極的に活用し、学力向上の機運を高める取組。各学期に1週間実施し、平均年間総学習回数が多い学校を表彰

Ⅱ 経費

596,546千円

内 訳	経費（千円）	主な内容
役 務 費	34,463	インターネット回線料、モバイルルータ回線料等
委 託 料	241,813	電子ドリル・端末・ネットワーク機器等保守委託等
賃 借 料	312,940	端末・ネットワーク機器等賃借料等
補 償 補 填	7,330	著作権法第35条に基づく補償金 「授業目的公衆送信補償金制度」

【3】内部評価

Ⅰ 成 果

1人1台端末の整備により、これまでの一斉授業では困難だった個々の学習状況に応じた指導と学びが可能になり、授業における端末の活用が日常化している。

また、教育用クラウドサービスの活用により、発言が苦手な児童・生徒も自らの考えやアイデアを端末から発信することができるため、全ての児童・生徒の力を引き出し、学習意欲を高めている。

同時に、特別な支援を必要とする児童・生徒に対しても、教育アプリ等の機能を活用することで、障害特性や程度に応じた的確な指導と学習が可能になり、誰一人取り残さない「個別最適な学び」の実現につながっている。

文部科学省が提唱するように、1人1台端末は、授業に必要な文房具として定着しており、多様化する子どもたちの能力・資質を高めるツールとして、子どもたちの学びに必要なアイテムとなっている。

Ⅱ 有効性

本事業の実施により、学校の授業は従来の板書を中心とする一方通行の形式のみならず、動画作成・写真撮影の機能や様々な教育アプリを通じて、児童・生徒が主体的かつ創造的に学べる授業の実践に役立っている。

さらに、教育用クラウドサービスを活用した協働学習等を通じて、他人の考えにも触れながら、自らの学びを深めることで「協働的な学習」が促進され、児童・生徒は多様な角度から興味関心の幅を広げることができている。

また、1人1台端末によるクラウド型電子ドリルの利用実績は飛躍的に上昇している。クラウド型電子ドリルは、個々の能力に応じた個別学習を可能にし、苦手単元の克服にも大きく寄与しているとともに短時間でも実施可能なため、学習習慣を身に付けるきっかけとなっている。

クラウド型電子ドリルは、教員による学習履歴の把握を容易にし、学習状況の確認やフォロー、学校や家庭などで学習環境を選ばずに実施できる点においても効果的である。

Ⅲ 効率性

1人1台端末により個々の学習状況に応じた学習が可能になったこと、そして児童・生徒の学習状況を教員が一元的に把握できるようになったことで、学習のつまずきや授業改善のポイントが明確になり、授業展開の効率化が図れるようになった。

実際に、教科・単元・学年によっては、児童・生徒が手元の端末を用いて直感的に学習対象を視認・操作することで学習効率を上げることができており、教員はデジタル教科書等も活用して的確で効率のよい授業を実践している。

【4】今後の課題




発表や調べ学習をはじめとする全ての学習活動において、1人1台端末を活用した効果的な学習が行われるように、簡易な操作で協働学習や意見提出などができる授業支援ソフトの導入も検討する必要がある。

端末の利活用が進むにつれ、端末の破損やバッテリー劣化、キーボード等の不具合も多く発生することが想定される。保守事業者と連携し、体制の強化を図り児童・生徒の学びを止めない体制づくりを構築する必要がある。

令和7年度末には、現在のリース契約が満了するため、次期端末更新に向け、現在の運用に即した端末やシステムの検討が必要となる。

内部評価	5
-------------	----------

SDGs17の目標 関連項目

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	各国内及び各国間の不平等を是正する

【5】外部評価

学識経験者（外部評価者）の意見

- タブレット端末が、コロナ禍において学校への登校が厳しい状況で、GIGA スクール構想に基づき1人1台配備された。タブレット端末は教育の中で、個別指導はもとより、ソフトウェアの使用によって、グループでの話し合いや資料の提示、プレゼンテーションと、集団の中でも活用することができる。

教育の中でのタブレット端末の活用を深めることで、その他のパソコンやスマートフォンなどの電子機器へのある種の免疫ができるように思われる。具体的には、それらを通じて接することとなるSNSやゲーム等の依存を回避する力、すなわち適切な活用方法が育まれると考えられる。

ぜひ、個別最適な学びや協働的な学びに活用して、児童・生徒にデジタルデバイスに対する適応力をつけてほしい。また、タブレット端末は悪用しようと思えば、他人の悪口を届けたり、無視したりすることも可能なので、そのようないじめの芽を許さない指導を教職員にはお願いしたい。

（並木 正 東京理科大学特任教授）

- 江戸川区教育委員会は、GIGA スクール構想の目指す教育ICT環境の実現に向け、着実に取組を進めてきている。教育用クラウドサービスの活用、教育アプリ等の機能の活用を通して、発言が苦手な児童・生徒による自らの考えやアイデアの端末からの発信、児童・生徒の障害特性や程度に応じた的確な指導と学習の実現につなげている。

また、動画作成・写真撮影の機能や様々な教育アプリを通して、児童・生徒が主体的かつ創造的に学べる授業の実践に役立っている。その他にも、様々な活用を通して的確で効率のよい授業実践を実現している。このようにGIGA スクール構想を着実に進め、多くの成果をもたらしていることは、大いに評価できるものである。

今後、全ての学習活動において1人1台端末を活用した効果的な学習が行われるように、協働学習や意見提出などができる授業支援ソフトの導入や、想定される端末の破損やバッテリー劣化、キーボード等の不具合への対応等が課題となる。こうした対応策の検討をはじめ、全ての教員が1人1台端末を使いこなし、より充実した授業を行うことができるように、課題対応力やICT活用能力の向上、そして、何よりも授業力そのものの向上を図るための研修を充実させてくれることを、大いに期待する。

（佐藤 浩 日本体育大学教授）

外部評価	A
------	---

事業名：学校給食費の改定及び保護者負担軽減事業

【1】事業目的

区立小中学校の学校給食費について、食材費の高騰等の理由により不足が見込まれる給食費を改定し、改定額に対して区が補助を行うことにより保護者負担の軽減を図る。

【2】事業概要

I 実施内容・実績

学校給食において、食材費の高騰により安定した給食の提供が困難とならないように令和2年度に給食費の改定を実施した。

その後、新型コロナウイルス感染症の長期化等による物価高騰により令和4年7月に再度改定を実施した。

また、改定時の保護者負担額を軽減するために、令和2年度改定分については3か年にわたる激変緩和措置による保護者負担軽減補助(2年度月額200円、3年度月額150円、4年度月額100円)を実施し、令和4年7月には再度改定分の追加補助(月額180円)を実施した。

給食費及び保護者負担軽減補助金の経緯は下表のとおりである。

給食費(月額)		～令和2年3月	令和2年4月～	令和4年7月～
区分		給食費(月額)	給食費(月額)	給食費(月額)
小学校	低学年	3,670 円	4,150 円	4,330 円
	中学年	4,050 円	4,500 円	4,680 円
	高学年	4,410 円	4,850 円	5,030 円
中学校		5,130 円	5,470 円	5,650 円

保護者負担軽減補助金(小学校)

小学校	金額	人数	備考
令和2年度	68,358,000 円	34,179 人	月額 200 円
令和3年度	55,476,300 円	33,622 人	月額 150 円
令和4年度①	36,471,600 円	33,156 人	月額 100 円
令和4年度②	47,744,640 円	33,156 人	月額 180 円(追加補助)

保護者負担軽減補助金(中学校)

中学校	金額	人数	備考
令和2年度	30,296,000 円	15,148 人	月額 200 円
令和3年度	25,218,600 円	15,284 人	月額 150 円
令和4年度①	16,649,600 円	15,136 人	月額 100 円
令和4年度②	21,795,840 円	15,136 人	月額 180 円(追加補助)

Ⅱ 経費

負担金補助及び交付金

予算措置

歳出: 令和4年第1回江戸川区議会定例会(当初予算)…月額 100 円補助

令和4年第2回江戸川区議会定例会(補正予算)…月額 180 円追加補助

歳入: 令和4年第2回江戸川区議会定例会(補正予算)…月額 180 円追加補助の財源

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

【3】内部評価

I 成果

令和4年度当初に、令和4年4月の消費者物価指数(東京都区部)における前年同月比の上昇率から今後の見込等を分析したところ、現行の金額では学校給食の運営が困難になると判断し、令和4年7月からの給食費改定を決定した。

予算措置は第2回江戸川区議会定例会に補正予算計上し、6月の議決を経て7月からの追加補助を実施した。

また、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

Ⅱ 有効性

学校給食は、子どもたちの将来にわたる健康づくりのため、望ましい食習慣の形成や好ましい人間関係を育てる教育活動の一環として位置づけられている。

江戸川区の学校給食は、児童・生徒の家庭での食生活や、近年の生活習慣病の低年齢化に伴う健康問題を考慮して定められた「江戸川区学校給食実施基準」のもと、栄養豊かでバランスの取れた給食を実施している。

今回、年度当初に迅速な対応をしたことにより、児童・生徒に実施基準に基づく安全・安心でおいしい給食を安定的に提供することができた。

Ⅲ 効率性

令和4年7月からの改定とともに、改定分を区が補助することにより、保護者に実負担を求めることなく、年度当初のまま安定した給食の運営ができた。

また、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することにより、区の負担額も軽減することができた(交付率 10/10)。

【4】今後の課題


給食費改定後も食材費等の物価高騰は続いている状況である。

令和5年9月から学校給食費が無償化となり、原則保護者から給食費を徴収することはなくなったが、決められた給食費の中での献立作成は今までと変更がない。

今後も消費者物価指数の動向を注視し、安定した学校給食の提供が継続できるよう努めなければならない。

内部評価	4
-------------	----------

SDGs17の目標 関連項目

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
---	---

【5】外部評価

学識経験者（外部評価者）の意見

- 保護者に軽減補助の様子が分からない補助はすべきではないと考える。補助金が月額一人当たり 100 円から 180 円程度では、保護者も補助を受けているという実感がないので、あま意味のある事業とは思えない。

給食そのものは大変意味のある事業であり、食育推進の中心である。子どもの食生活まで十分に気の回らない世帯にとっては、一食 200 円から 300 円程度でバランスの取れた給食を児童・生徒が摂ることができることは、大切なことである。また、児童・生徒が食事の栄養バランスや原材料の取得方法について考えたり、適切な食物を選択したりする能力を向上させるためにも重要なことだと考える。

給食の無償化については、貧困家庭にとっては大変助かる事業だと思うが、就学援助制度もあるので、区の財政への負担を考慮し、今後の児童・生徒数の推移を考えて、慎重に予算化すべきと考える。

（並木 正 東京理科大学特任教授）

外部評価	C
-------------	----------

- 学校給食は、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、適切な栄養の摂取による健康の保持増進、食事についての正しい理解、望ましい食習慣の確立、生命及び自然を尊重する精神の養成等を目標として実施されている。

江戸川区は、児童・生徒の様々な健康問題を考慮して定めた「江戸川区学校給食実施基準」のもと、栄養豊かでバランスの取れた給食、安全・安心でおいしい給食を安定的に提供し続けてきている。令和4年度には、食材費の高騰等の理由による給食費の不足が心配されたが、こうした状況を鑑み、補正予算を計上し、給食費の改定、及び改定額に対する補助に取り組むなど、素早く対応してきた。予算についても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により、区の負担額も軽減することができている。このように保護者に実負担を求めることなく、安定した給食の運営が実現できているということは、極めて大きな成果であり、大いに評価できるものである。

全国では独自に学校給食の無償化を実施している自治体があり、江戸川区も令和5年9月から無償化とした。保護者から給食費を徴収することはないが、現在も食材費等の物価高騰は続き、先行き不透明である。こうした社会状況を注視し、その時々状況に応じた適時的確な対応を通して、安定した学校給食の提供が継続できるよう努めていただきたい。

(佐藤 浩 日本体育大学教授)

外部評価	A
-------------	----------

事業名：外国語指導助手（ALT）

【1】事業目的

学習指導要領 外国語活動・外国語（平成 29 年 3 月：文部科学省）の目標「外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成する」をもとに、外国語の授業で実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を児童・生徒に身に付けさせるため、教員が外国語指導助手（以下「ALT」という。）と共に授業を実施する。

【2】事業概要

I 実施内容・実績

1 実施内容

(1) 事業の開始

平成 14 年度

(2) 委託事業所

株式会社リンク・インタラック、株式会社ハートコーポレーション、株式会社ボーダーリンク

(3) 事業概要

ALTの配置時間（学校での活用時間）

	平成 25 年度～	平成 30 年度～	令和元年度～	令和 4 年度～
小学校 1・2 年 各学級	3 時間	—	—	—
小学校 3 年 各学級	3 時間	15 時間	35 時間	35 時間
小学校 4 年 各学級	3 時間	10 時間	35 時間	35 時間
小学校 5・6 年 各学級	20 時間	20 時間	35 時間	35 時間
中学校 1 年 各学級	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間
中学校 2・3 年 各学級	10 時間	5 時間	10 時間	10 時間

(4) 予算額

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	111,566 千円	128,888 千円	125,794 千円	128,963 千円
中学校	24,404 千円	27,645 千円	26,848 千円	27,512 千円

※ 契約業者数：平成 29 年度から 3 社（令和 4 年度のみ、業者都合により 2 社）

(5) 職務内容

① 授業等における指導

- ・ 外国語の歌や絵本の読み聞かせ
- ・ 外国語の発音や基本的表現のモデリング
- ・ 外国語を使ったゲーム
- ・ 母国の文化紹介
- ・ 担当教員等との英語会話の実演 等

② 学校行事や特別活動等の教育活動における指導

- ・ 異文化理解のためのレクチャー
- ・ クラブ活動・部活動における指導
- ・ 給食の時間における児童・生徒との交流業務 等

③ 学習指導要領に基づく学習指導案、授業設計等に関する情報提供

④ 教員に対する語学研修

※ 令和5年度委託契約から派遣契約へ切替えたことにより、学校がALTに直接指示命令ができるようになり、活用の幅が広がった。

2 実績

(1) ALTの配置日数

	業者名	令和3年度	令和4年度
小学校	リンク・インタラック	1,878 日間	—
	ハートコーポレイション	2,069 日間	2,982 日間
	ボーダーリンク	1,715 日間	2,855 日間
	小学校計	5,662 日間	5,837 日間
中学校	リンク・インタラック	425 日間	—
	ハートコーポレイション	405 日間	616 日間
	ボーダーリンク	399 日間	646 日間
	中学校計	1,229 日間	1,262 日間
	合計	6,891 日間	7,099 日間

II 経費

186,351 千円

(内訳) 小学校 154,343 千円

中学校 32,008 千円

【3】内部評価

I 成果

小学校では、令和2年度から第3・4学年で外国語活動、第5・6学年で外国語科として学習が始まり、令和4年度末で3年が経過した。また、中学校でも平成29年告示の学習指導要領の全面実施から2年が経過し、各学校においては各教科等の授業の改善・工夫が図られている。英語の授業においては、実際の場面で活用できる英語でのコミュニケーションの育成を目指し、教員の指導力向上とともに本事業の有効的な活用が図られている。具体的には、英語でのやり取りの学習について教員とALTが手本を見せたり、英語の授業で学習した成果をALTの面前で表現したりと、児童・生徒が生きた英語に触れる機会をもつことができている。

II 有効性

本事業は、ALTとのコミュニケーションを通して、児童・生徒が生きた英語に触れるとともに、普段の英語の授業において学習した英語のフレーズや会話等を、ALTとのやり取りの中で実践し、その学習効果を児童・生徒自身が実感したり学習意欲につなげたりすることができる。また、うまくいかなかったコミュニケーションについては、自分で調べたり教員に聞いたりしながら学びを修正し、次のALT参加の授業の際に再度チャレンジするといった児童・生徒の自発的な学習を促すことが期待できる。

III 効率性

小学校第3・4学年は外国語活動に毎時間ALTが参加し、英語学習の楽しさについて体験することができる。また、小学校第5・6学年においても全授業時数の半数でALTが参加し、英語の学習の成果や課題を児童自身が自覚しながら学ぶことができる。


中学校では、年間指導計画に合わせて、生徒のコミュニケーションやパフォーマンステストを主とした授業等にALTが月1回程度参画し、生徒のコミュニケーション能力向上を目指した学習が行われている。

【4】今後の課題

中学校においては、生徒が習得した英語の学習をALTとのコミュニケーションの中で実践し、更なる英語学習への動機付けにつなげるために、ALTの派遣時数を増やす必要がある。また、小・中学校においては、英語の授業に留まらず教育活動全体を通してALTの活用を推進し、日常的に英語を使う必然性を意図的に生み出すことにより、実際の場面で活用できる英語能力の習得につなげる必要がある。

内部評価	4
-------------	----------

SDGs17の目標 関連項目

 4 質の高い教育を みんなに	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
--	--

【5】外部評価

学識経験者（外部評価者）の意見

- 英語のコミュニケーション能力の向上は大変重要である。中学校第3学年段階におけるスピーキングテストの結果は、都立高等学校入学者選抜において「話すこと」に関する評価としても活用されている。私もアメリカ東海岸、オーストラリアと生徒の海外派遣の引率に参加した経験があるが、事前研修で英語の練習をしてきたにも関わらず、生徒はすぐに英語でホストファミリーと話せるようにはならなかった。

やはり、日本語の分からない外国の人に対して英語で話しかけるには、かなりの壁があり、勇気が必要で、その壁を乗り越えて、自分の英語が通じるという体験をする必要がある。そのためには、学校の教員が英語で話しかけるのではなく、ALT（日本語を話さない外国人）から話しかけられたり、話しかけたりして通じるという体験がないと、コミュニケーション能力の向上には結びつかない。

小学校の英語活動においては、英語を使ったゲームなどで英語に慣れさせること、英語への恐怖心や嫌悪感を持たせない指導が必要であるが、5年生から始まる英語の授業については、日本語の分からない外国人に対するコミュニケーション力が付くように、ALTには日本語が分からない演技をしてもらって、生徒の意欲を向上させる工夫をしてほしい。そのためにも外国語指導助手事業は必要である。（並木 正 東京理科大学特任教授）

外部評価	A
-------------	----------

- 江戸川区立小・中学校では、小学校3年から中学校3年までの外国語活動・外国語科の授業の一部を、教員とALTのティームティーチングで行っている。これらの学習は、児童・生徒が生きた英語に触れる機会となっており、本事業は有効に活用されていると言える。

しかし、一方で「今後の課題」として、中学校においては、ALTの派遣時数の増加、また、小・中学校においては、英語の授業に留まらず教育活動全体を通じたALTの活用の推進を挙げている。文部科学省の令和4年度「英語教育実施状況調査」の結果においても、「外国語指導助手（ALT）等の参画状況」について、「ほぼ全ての学校においてALTが参画しているが、ALTが参画した授業時数の割合は、学校種が上がるにつれて下がる傾向にある。」また、「小・中・高等学校を通じ、ALTは幅広い活動に参画しているが、英語の授業以外での児童生徒との交流は、一層の活用の余地がある。」と示されており、江戸川区の小・中学校と全く同様の傾向である。

英語によるコミュニケーション能力の向上を図るためには、生きた英語に触れる機会をより多く提供することが必須であり、今後、特に中学校におけるALTの派遣時数の増加に尽力されるよう期待する。また、英語の授業以外での児童・生徒との交流において、一層活用していくことができるよう、工夫改善を大いに期待する。（佐藤 浩 日本体育大学教授）

外部評価	B
-------------	----------

事業名：学校サポート教室

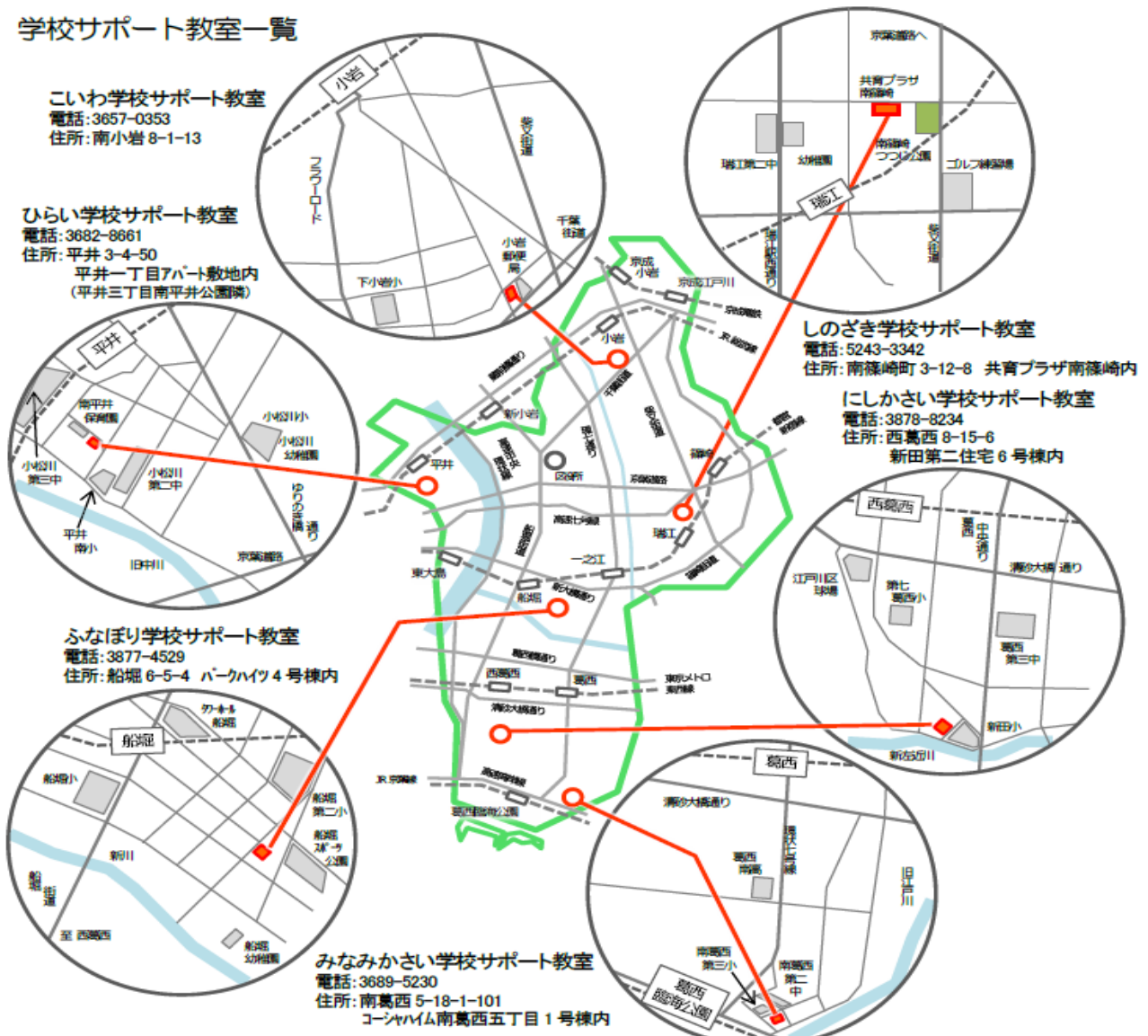
【1】事業目的

さまざまな原因により、不登校、不登校傾向にある、いわゆる「やむを得ず登校できない児童・生徒」への居場所、学び場にしていくことを目的とする。

この目的を達成するために、

- 子どもたちの状態を把握し、「一人一人にあったペース」を大切にされた支援に努める。
- 子どもたちが安心・安全を感じる「居場所づくり」に努める。
- 子どもたちが主体的に学び、自身の成長を感じられるような「学びの工夫」に努める。
- 少人数集団の中でリラックスして人と関わることで集団生活に親しむよう働きかける。
- ナックルフォア（4人漕ぎ、舵手つきの艇）・自然体験教室などの体験を通して自主性や協調性を育てる。
- 子どもたちや保護者の心理的な面をサポートし、スタッフともに課題に向き合う関係性に努める。

学校サポート教室一覧



【2】事業概要

I 実施内容・実績

1 やむを得ず学校に通うことができない状態にある小中学校の不登校児童・生徒の居場所として柔軟な受け入れ態勢を整え、学習指導・自立支援を行うとともに、野外活動等の体験学習を通じて、社会性や協調性等を育てる場として、学校サポート教室を区内6教室設置・運営している。区内在住者であれば、在籍学校が公立か私立かを問わず、児童・生徒の状態に応じて受け入れをしている。

【過去5年間の不登校数と学校サポート教室入室数】

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
不登校児童数	271	319	308	438	596
学校サポート教室入室児童数	29	34	25	34	41
不登校生徒数	784	810	805	949	1,172
学校サポート教室入室生徒数	190	211	152	194	232

※不登校児童・生徒数は、文部科学省調査の数値を使用。

(1) 学習支援

基礎的・基本的な学力の習得を目指し自身の学習課題を把握し、主体的に学習に取り組んでいけるように、個々の子どもの学習の進度に合わせた個別や小集団による多様な指導・支援を実施している。

- ・講師派遣による学習指導への支援（理科、英語、国語）

(2) グループ活動

ナックルフォア体験教室・デイキャンプ・自然体験教室・社会科見学等の野外体験学習活動、トランプ・卓球・テニス等のレクリエーション活動を周辺の公共施設等も活かして実施している。

【6 教室合同行事】

- ・ナックルフォア体験教室（年5回実施）
- ・デイキャンプ（年1回実施）
- ・自然体験教室（宿泊行事・茨城県城里町）（2泊3日）
- ・卓球大会参加者（年2回実施）
- ・社会科見学（国立科学博物館）（年1回実施）
- ・餅つき工作体験教室（年1回実施）

【過去3年間参加人数】

(人)

	ナックル フォア	デイ キャンプ	自然体験 教室	社会科見学	餅つき工作 体験教室	卓球大会
令和元年度	45	45	19	54	14	56
令和2年度	中 止					
令和3年度	8	中 止	8	43	16	40
令和4年度	35	中 止	14	58	12	46

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、連合行事を全て中止

※令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、デイキャンプのみ中止

(3) 相談活動

適応指導教室相談員（心理士資格保持者）を中心にした個別相談活動や学校・担任との連携を密にするための定期的な学校とサポート教室の相互の訪問活動、家庭との連携を密にするための保護者会や三者面談などを実施している。

Ⅱ 経費

学校サポート教室管理運営費・活動費 279,605 千円

【3】 内部評価**I 成果**

不登校児童・生徒の増加は、全国的にも大きな課題となっている。本区においても、令和3年度の文部科学省の調査において、中学生 949 人、小学生 438 人、合計 1,387 人となっており、不登校児童・生徒に向けた支援は急務となっている。

本区の学校サポート教室は、不登校児童・生徒の学校以外の居場所として、区内6か所に設置されており、他区と比較して格段に多く設置されており、不登校児童・生徒の自宅から比較的近い場所に必ず教室が設置することができる。

近年、学校サポート教室の周知も進み、年々登録者数も増加している。さらには、小学生の受け入れも可能とし、令和4年度は、小学3年生の不登校児童も学校サポート教室を利用し、居場所として活用することができた。

Ⅱ 有効性

不登校児童・生徒にとって、学校または自宅で過ごすかの選択肢しかなかった中で、第3の居場所として利用することができる。保護者も日中働いている方が多く、学齢期の子どもを1人で自宅にいさせることへの不安を解消することができる。

また、学校サポート教室には、教員経験者と心理士資格をもったスタッフが常駐しているので、学習面と心理面の支援を両方行うことができる。さらには、中学校教員経験者も複数人配置しているので高校進学等に向けた進路相談も行うことができる。

学校サポート教室での学びを各学校に情報提供することで、出席として認められるようになっていく。

Ⅲ 効率性

施設面でいうと、元公共施設であった場所や都営住宅を利用して運営しているため、施設費（賃貸料）として大きな負担になることはない。

人材配置するスタッフ面でいうと不登校児童・生徒の抱える悩みは多様化しており、心理資格をもつ相談員の役割は大きく、相談員に会いに学校サポート教室に通う児童・生徒が多い。各学校サポート教室において2名の複数体制にすることで、個々の状態に合わせた相談・支援を行うことができている。






【4】今後の課題

不登校児童・生徒の学校サポート教室での過ごし方としては、基本自習となっている。教員経験者のスタッフは、自習の支援を行っているが、小学生から中学生までの幅広い支援、学習指導に手が回っていない状況があり、一人で黙々と自習をして過ごす中学生が多いのが実態である。そのため、児童・生徒の状態にもよるが毎日、通室してくる児童・生徒は少ない。

今後、学校サポート教室の運営カリキュラムを抜本的に見直し、不登校児童・生徒が通いたい、学びが楽しい、さらに居心地のよい場所にしていく必要があると考えている。

内部評価	3
-------------	----------

SDGs17の目標 関連項目

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	各国内及び各国間の不平等を是正する

【5】外部評価

学識経験者（外部評価者）の意見

- 文部科学省が行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると全国で不登校児童・生徒の数は増加傾向にある。集団への不適応があることは事実であるが、改善の方策が見いだせないことが多く、無理矢理学校に連れてくる訳にはいかない。私の経験でも不登校の生徒は感受性が強く、耐性に欠けることはわかるが、何が原因でどうすれば登校するようになるのかは、本人が集団での活動が必要であると思わないかぎり、登校は難しい。

担任も根気よく、不登校児童・生徒の保護者と連絡を取ってはいるが、忙しいと忘れがちになる。保護者の不登校の子どもへの対応も様々であり、不登校がその後の引きこもりになってしまうは大変な損失である。大変手間のかかることではあるが、不登校の児童・生徒が何らかの外部の相談機関や支援する団体・組織との関わりを持ち続け、改善の際にすぐ、集団に戻れるようにすることが大切である。

区の施策としては、サポート教室や学習以外の多様な体験のできる機会を設けて、学校を含む集団への関わりが持てるようにする必要がある。また、不登校の原因は一人一人異なっており、いつでもカウンセリング（教育相談）を受けられるようにして、学校への復帰をいつでもできる体制をつくりたい。

（並木 正 東京理科大学特任教授）

外部評価	A
-------------	----------

- 文部科学省の「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、令和4年度における小中学生の不登校数は29万9,048人（R4：24万4,940人）で、前年度から5万4,108人（22,1%）の大幅増となり、過去最多を更新している。長期化するコロナ禍による生活環境の変化による生活リズムの乱れやすい状況の継続や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことの困難さなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられている。

江戸川区教育委員会は、こうした状況をはじめ、江戸川区の不登校児童・生徒の特徴等を踏まえ、自宅及び学校以外の第3の居場所として、学校サポート教室を区内6か所に設置し環境を整えてきており、児童・生徒の登録者数も年々増加してきている。特に、学校サポート教室に教員経験者と心理士資格をもったスタッフを常駐させ、学習面と心理面の支援の他、高校進学等に向けた進路相談も行っており、こうした細かな配慮に基づく支援は素晴らしい取組であり大いに評価できる。しかし、不登校児童・生徒の学校サポート教室での過ごし方は、教員経験者のスタッフの支援に基づく自習が基本であり、十分な学習指導や幅広い支援を行うことができていない。毎日通室してくる児童・生徒が少ないというのが現状である。

今後は、学校や保護者をはじめ、地域の大学等との連携も一層充実させ、1人1台端末を活用して児童・生徒を学校の授業にリモートで参加させたり、年齢の近い大学生ボランティア

アを配置して直接的な学習指導を行ったりして、学びの多様化を図って学習機会を確保するなど、不登校の児童・生徒全ての学習環境が整備されるよう期待する。

(佐藤 浩 日本体育大学教授)

外部評価	B
-------------	----------

4 おわりに

江戸川区教育委員会では、「こころ豊かに たくましく 教育の江戸川区」という教育目標を掲げ、様々な教育施策を推進しています。

今回、令和4年度に実施した事業の中から4事業を抽出して、自己点検・評価を行い、学識経験者の意見を伺いましたが、おおむね目的に対して有効に事業が展開されているという評価にいたりしました。

しかし一方で、今後も事業を継続していくにあたってはさまざまな課題があることも挙げられました。

時代の変化とともに、教育課題や区民・保護者のニーズは変化していきます。限られた財源の中でそれらに対応した施策を充実させるために、今回点検・評価を実施した事業のみならず、すべての事業について継続的に検証を行い、適正な見直しを行っていく必要があります。

今後も、未来を担う子どもたちの健やかな成長のために、より効果的な施策の展開を目指してまいります。